

公立大学法人名古屋市立大学の組織等に関する規程

目次

第1章 総則（第1条－第2条）

第2章 組織及びその分掌事務（第2条の2－第5条の2）

第3章 職員の配置（第6条－第13条）

第4章 雑則（第14条）

附則

（一部改正 平成19年達第46号、令和3年達第30号）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、公立大学法人名古屋市立大学（以下「法人」という。）の組織、その分掌事務、職員の配置等について定めるものとする。

2 この規程は、名古屋市立大学学則（平成18年名古屋市立大学学則第1号）第8条第5項及び第6項に定めるものである。

（一部改正 令和4年達第54号）

（職員）

第2条 法人に教員、事務職員その他職員を置く。

（一部改正 令和4年達第54号）

第2章 組織及びその分掌事務

（監査室）

第2条の2 法人に監査室を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 監事及び会計監査人に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、法人の監査に関すること。

（一部改正 平

成19年達第46号、平成21年達第57号、平成24年達第47号、平成27年達第51号）

（総務部）

第3条 法人に事務の組織として総務部を置き、その組織及び分掌事務は、次

のとおりとする。

総務課

庶務係

- (1) 役員会に関すること。
- (2) 理事長及び理事の秘書に関すること。
- (3) 理事長選考会議に関すること。
- (4) 名古屋市との連絡調整に関すること。
- (5) 名古屋市会に関すること。
- (6) 関係諸規程の制定改廃に関すること（コンプライアンス推進室の項第4号及びコンプライアンス推進室主査（法規）の項第1号に定めるものを除く。）。
- (7) 訴訟、調停等に関すること（医学部附属病院（以下「病院」という。）並びに東部医療センター及び西部医療センター（以下「両医療センター」という。）に係ることを除く。）。
- (8) 名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）の規定に基づく情報公開に関すること。
- (9) 名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）の規定に基づく個人情報保護に関すること。
- (10) 名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号）の規定に基づく情報の保護及び管理に関すること。
- (11) 施設（学部、大学院研究科、病院及び両医療センターの施設並びに教養教育に係る施設を除く。）の警備に関すること。
- (12) 文書及び公印の管守に関すること。
- (13) 公立大学法人名古屋市立大学振興基金等の受入れに関すること。
- (14) 事務事業の連絡調整に関すること。
- (15) 他科部課室係の主管に属しないこと。

主査（調整）

- (1) 大学運営に係る重要事項の総合調整に関すること。
- (2) 大学運営に係るその他特命事項の処理に関すること（他科部課室係の主管に属するものを除く。）。

コンプライアンス推進室

- (1) 内部統制の統括に関する事。
- (2) 職員の倫理の保持に関する事。
- (3) ハラスメントの防止等に関する事。
- (4) 関係諸規程の制定改廃に係る法規審査に関する事。
- (5) 関係諸規程に係るその他特命事項の処理に関する事。

主査（コンプライアンス推進）

- (1) 内部統制の統括に関する事。
- (2) 職員の倫理の保持に関する事。
- (3) ハラスメントの防止等に関する事。

主査（法規）

- (1) 関係諸規程の制定改廃に係る法規審査に関する事。
- (2) 関係諸規程に係るその他特命事項の処理に関する事。

職員課

人事係

- (1) 組織に関する事。
- (2) 職員の定員管理に関する事。
- (3) 職員の任免に関する事。
- (4) 職員の服務に関する事。
- (5) 職員の懲戒及び解雇に関する事。
- (6) 職員の人事考課に関する事。
- (7) 職員の研修に関する事。
- (8) 職員の採用選考に関する事。
- (9) 事務事業の事務改善の総括に関する事。

主査（人材育成等）

- (1) 職員の研修の検討及び調整に関する事。

主査（人事等）

- (1) 人事制度の検討及び調整に関する事。

給与係

- (1) 職員の給与に関する事。

- (2) 社会保険に関する事。
- (3) 被服貸与その他職員の給付に関する事。
- (4) 職員の給与統計に関する事。

労務厚生係

- (1) 職員の労働条件の調査及び計画に関する事。
- (2) 職員の福利厚生制度に関する事。
- (3) 労働条件に係る規程に関する事。
- (4) 労働組合に関する事。

主査（安全衛生）

- (1) 職員の安全管理及び衛生管理に関する事（次条学術課研究管理係の項第2号に定めるものを除く。）。
- (2) 職員の業務災害等の補償に関する事。
- (3) 職員の健康管理及び保健指導に係る企画及び調整に関する事。

主査（給与等）

- (1) 市医療機関との統合に係る勤務条件の調整に関する事。
- (2) 市医療機関との統合に係る給与上の調整に関する事。

企画推進課

企画係

- (1) 中期目標、中期計画、年度計画及び名市大未来プラン並びに事業報告の総括に関する事。
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づき大学が自ら行う点検及び評価（以下「自己点検評価」という。）の企画、調査及び総合調整に関する事。
- (3) 前号に掲げるもののほか、企画、調査及び総合調整に関する事（前号及び次号、次条学術課産学官地域連携係の項第1号から第3号まで並びに同条教務企画室教務企画係の項第3号に定めるものを除く。）。
- (4) 理事長の特命による事務事業の調整に関する事。
- (5) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の規定に基づく業績評価に係る評価委員会との調整に関する事。
- (6) 学校教育法の規定に基づく認証評価に係る認証評価機関との調整に関する事。

ること。

広報室

広報係

- (1) 広報の企画及び調整に関すること。
- (2) 各種広報媒体に関すること。
- (3) 報道機関との連絡に関すること。

主査（広報）（3）

- (1) 広報の企画及び調整に関すること。
- (2) 各種広報媒体に関すること。
- (3) 報道機関との連絡に関すること。

財務課

経理係

- (1) 経営審議会に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 授業料収入、検定料収入その他の収入（総務課庶務係の項第13号、次条
学術課研究管理係の項第1号、第5条病院管理部管理課施設管理係の項第
6号、同条病院管理部経営課経営係の項第5号及び同条病院管理部医事課
医事係の項第1号に規定する分掌事務に係る収入を除く。）に関すること。
- (4) 支出に係る書類の審査に関すること。
- (5) その他経理に関すること。
- (6) 他係の主管に属しないこと。

出納財産係

- (1) 資産の管理運用に関すること（知的財産の管理に関することを除く。）。
- (2) 資金の調達に関すること。
- (3) 収入及び支出に係る審査に関すること。
- (4) 現金金銭の出納に関すること。
- (5) 取引金融機関との連絡に関すること。
- (6) 財務会計システムに関すること。
- (7) 契約事務の総括に関すること。

主査（病院経理）

- (1) 予算及び決算に関すること。
- (2) 両医療センターの資産の管理運用に関すること（知的財産の管理に関することを除く。）。
- (3) 両医療センターの現金金銭の出納に関すること。
- (4) 両医療センターの支出に係る書類の審査に関すること。
- (5) 財務会計システムに関すること。

施設課

施設係

- (1) 施設（病院及び両医療センターの施設を除く。以下この条において同じ。）の保全（運用管理を除く。）及び営繕に関すること。
- (2) 施設の建設計画に関すること。
- (3) 施設の工事の設計、契約（入札に係るものを除く。）、監理及び検査に関すること。
- (4) 施設に係る工事用材料の管理に関すること。
- (5) 電気及びガスの契約に関すること。
- (6) 施設の設備の省エネ改修に関すること。
- (7) アセットマネジメントに関すること。

主査（キャンパス再編整備）

- (1) キャンパス内の施設の再編整備等に関すること。

（一部改正 平成19年達第46号、第98号及び第118号、平成21年達第57号、平成22年達第60号、平成23年達第43号、平成24年達第47号及び第64号、平成25年達第42号、平成26年達第67号、平成27年達第51号、平成27年達第55号、平成28年達第30号、平成29年達第29号、平成29年達第55号、平成30年達第43号、平成31年達第6号、平成31年達第64号、令和元年達第13号、令和2年達第53号、令和2年達第105号、令和3年達第30号、令和4年達54号）

（教育研究部）

第3条の2 法人に大学のための事務の組織として教育研究部を置き、その組織及び分掌事務は、次のとおりとする。

主幹（知財活用）

- (1) 知的財産の管理及び活用に関すること。

(2) その他産学官連携の推進に関すること

主幹（厚生院に係る企画調整）

(1) 厚生院の教育機能に係る企画立案及び連絡調整に関すること。

(2) 厚生院の研究機能に係る企画立案及び連絡調整に関すること。

学術課

研究管理係

(1) 受託研究、共同研究等の外部資金の受入れ等に関すること。

(2) 研究の安全管理に係る委員会に関すること。

(3) 研究員制度に関すること。

(4) 共用機器の運用に係る事務の総括に関すること。

(5) 他係の主管に属しないこと。

産学官地域連携係

(1) 教育研究審議会（研究に関する議題に限る。）に関すること。

(2) 学術研究の推進に係る企画立案及び連絡調整に関すること。

(3) 産学官連携の推進に係る企画立案及び連絡調整に関すること。

(4) 地域連携の推進に係る企画立案及び連絡調整に関すること。

(5) 科学研究費助成事業に関すること。

(6) 知的財産の管理及び活用に関すること。

(7) 産学官共創イノベーションセンターに関すること。

(8) 社会連携センターに関すること。

(9) 大学間交流（学生課国際交流係の項第2号に定めるものを除く。）に関する
こと。

主査（研究支援）

(1) 教育研究審議会（研究に関する議題に限る。）に関すること。

(2) 学術研究の推進に係る企画立案及び連絡調整に関すること。

(3) 産学官連携の推進に係る企画立案及び連絡調整に関すること。

(4) 知的財産の管理及び活用に関すること。

(5) 産学官共創イノベーションセンターに関すること。

学術情報室

(1) 図書、資料その他の学術情報（以下この条において「学術情報」という。）

- の収集、整理保存及び利用に関すること。
- (2) 学術情報の相互貸借及び複写に関すること。
 - (3) キャンパス情報ネットワークの活用による情報の総合化及び高度利用並びにキャンパス情報ネットワークの運用管理に関すること。
 - (4) 電算処理システムの維持管理及び電子計算機器の運用管理に関すること
(他科部課室系の主管に属するものを除く。)
 - (5) 総合情報センターの運営管理に関すること。

主査（学術情報）

- (1) 学術情報の収集、整理保存及び利用に関すること。
- (2) 学術情報の相互貸借及び複写に関すること。
- (3) 総合情報センターの分館の運営管理に関すること。
- (4) 総合情報センターの庶務及び経理に関すること。

主査（情報システム）

- (1) キャンパス情報ネットワークの活用による情報の総合化及び高度利用並びにキャンパス情報ネットワークの運用管理に関すること。
- (2) 電算処理システムの維持管理及び電子計算機器の運用管理に関すること
(他科部課室系の主管に属するものを除く。)

学生課

主幹（学生支援・国際交流）

- (1) 学生の福利厚生に関すること。
- (2) 学籍管理の総括に関すること。
- (3) 学生の課外活動支援に関すること。
- (4) 学生の経済的支援に関すること。
- (5) 学生のキャリア支援に関すること。
- (6) 学生の自主的な社会貢献活動に関すること。
- (7) その他学生の厚生保健に関すること。
- (8) 国際交流の全学的な推進に係る企画及び連絡調整に関すること。
- (9) 学生の海外派遣に関すること。
- (10) 留学生に関すること。
- (11) 留学生宿舎の管理運営に関すること。

入試係

- (1) 大学及び大学院入学者選抜の総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 大学入学者選抜の実施に関すること。
- (3) 他係の主管に属しないこと。

学生支援係

- (1) 学生の福利厚生に関すること。
- (2) 学籍管理の総括に関すること。
- (3) 学生の課外活動支援に関すること。
- (4) 学生の経済的支援に関すること。
- (5) 学生のキャリア支援に関すること。
- (6) 学生の自主的な社会貢献活動に関すること。
- (7) その他学生の厚生保健に関すること。

国際交流係

- (1) 国際交流の全学的な推進に係る企画及び連絡調整に関すること。
- (2) 海外の大学との交流に関すること。
- (3) 学生の海外派遣に関すること。
- (4) 留学生に関すること。
- (5) 留学生宿舎の管理運営に関すること。

教務企画室

教務企画係

- (1) 教育研究審議会（研究に関する議題を除く。）に関すること。
- (2) 教務事務に係る総括及び連絡調整に関すること。
- (3) 教務及び教育改善に係る企画、立案、調査及び連絡調整に関すること。
- (4) 全学教育機構に関すること。
- (5) 高等教育院に関すること。
- (6) 教養教育に係る事務に関すること
- (7) 教養教育の修学指導に関すること。
- (8) 山の畑キャンパスの教養教育に係る施設の警備に関すること。

主査（教育改革）

- (1) 教務及び教育改善に係る企画、立案、調査及び連絡調整に関すること。

(2) 教養教育に係る事務に関すること。

(この条追加 令和4年達第54号)

(学部等の事務室)

第4条 薬学部及び芸術工学部に事務室を置き、その組織及び分掌事務は、次のとおりとする。

学務係

- (1) 学部及び大学院研究科（以下この項において「学部等」という。）の教授会その他の会議に関すること。
- (2) 学部等の修学指導に関すること。
- (3) 学部等の学位に関すること。
- (4) 学部等の就職のあっ旋に関すること。
- (5) 学部等の学生の健康診断の実施に関すること。
- (6) 学部等の施設の警備に関すること。
- (7) その他学部等の事務に関すること。

(一部改正 平成19年達第46号、

平成23年達第43号、平成26年達第67号、平成30年達第43号、令和4年達第54号)

第4条の2 看護学部事務室を置き、その組織及び分掌事務は、次のとおりとする。

学務係

- (1) 前条学務係の項の例による。

主査（中央看護専門学校に係る調整）

- (1) 看護学部の入学定員増に関すること。
- (2) 中央看護専門学校の施設利用に関すること。
- (3) 看護学部及び看護学研究科に係るその他特命事項の処理に関すること。

(一部改正 平成26年達第67号、平成27年達第51号、平成

28年達第30号、平成29年達第29号、平成29年達第55号、平成30年達第43号、平成31年達第64号、令和2年達第53号、令和3年達第30号、令和4年達第54号)

第4条の2の2 医学部に置く組織及びその分掌事務は、次のとおりとする。

医療人育成課

医学教育係

- (1) 医学部及び大学院医学研究科の教授会その他の会議に関する事。
- (2) 医学部及び大学院医学研究科の修学指導に関する事。
- (3) 医学部及び大学院医学研究科の学位に関する事。
- (4) 医学部及び大学院医学研究科の学生の健康診断の実施に関する事。
- (5) その他医学部及び大学院医学研究科の事務に関する事。
- (6) 他係の主管に属しない事。

臨床研修係

- (1) 臨床研修に関する事。
- (2) 医学部職員等の研修及び人材育成に関する事。

主査（厚生院に係る企画調整）

- (1) 厚生院の教育機能に係る企画立案及び連絡調整に関する事。
- (2) 厚生院の研究機能に係る企画立案及び連絡調整に関する事。

医学研究推進課

研究推進係

- (1) 医学研究に係る研究推進に関する事。
- (2) 医学研究に係る外部資金に関する事。
- (3) 医学部及び大学院医学研究科主催の公開講座等の企画・運営に関する事。
- (4) 他係の主管に属しない事。

臨床研究管理係

- (1) 臨床研究に係る管理・運営事務に関する事。
- (2) 臨床研究に係る啓発及び教育に関する事。
- (3) 臨床研究に係る倫理審査委員会その他の会議に関する事。

臨床研究支援係

- (1) 臨床研究の支援及び相談に関する事。

（この条追加 令和4年達第54号）

第4条の3 経済学部、大学院経済学研究科、人文社会学部、大学院人間文化研究科、総合生命理学部及び大学院理学研究科（以下「山の畑関係学部等」という。）に係る事務を処理するため山の畑事務室を置き、その組織及び分掌事務は、次のとおりとする。

主幹（データサイエンス学部開設準備等）

- (1) データサイエンス学部の開設準備に関すること。
- (2) 都市政策研究センターの企画及び運営に関すること。

管理係

- (1) 山の畑関係学部等の教授会その他の会議に関すること。
- (2) 山の畑関係学部等における広報に関すること。
- (3) 山の畑関係学部等に係る施設の警備に関すること。
- (4) 山の畑関係学部等における企画、立案、調査及び連絡調整に関すること。
- (5) 他係の主管に属しないこと。

教務係

- (1) 山の畑関係学部等の教授会その他の会議に関すること。
- (2) 山の畑関係学部等の修学指導に関すること。
- (3) 山の畑関係学部等の学位に関すること。
- (4) 山の畑関係学部等の教務に係る事務に関すること。

研究経理係

- (1) 山の畑関係学部等の教授会その他の会議に関すること。
- (2) 山の畑関係学部等の研究に関すること。
- (3) 山の畑関係学部等の経理に関すること。
- (4) 山の畑関係学部等の受託研究、受託事業に関すること。

主査（データサイエンス学部開設準備等）

- (1) データサイエンス学部の開設準備に関すること。
- (2) 都市政策研究センターの企画及び運営に関すること。

（一部改正 平成19年達第46号、平成

20年達第38号、平成23年達第43号、平成26年達第67号、平成27年達第51号、平成30年達第43号、平成31年達第6号、令和2年達第53号、令和4年達第54号）

（病院統括部）

第4条の3の2 法人に病院等のための事務の組織として病院統括部を置き、その組織及び分掌事務は、次のとおりとする。

主幹（厚生院に係る企画調整）

- (1) 厚生院附属病院の大学病院化に係る連絡調整に関すること。

主幹（契約調達）

- (1) 病院、両医療センターの契約調達に関すること

主幹（情報システム）

- (1) 病院、両医療センターの情報システムに関すること

統括企画室

企画係

- (1) 病院、両医療センターの中期目標、中期計画、年度計画及び名市大未来プラン並びに事業報告に関すること。
- (2) 病院、両医療センターの経営指標、臨床指標その他各種統計に関すること。
- (3) 病院、両医療センターの連絡調整に関すること。
- (4) 病院事業に係る特命事項に関すること。

主査（厚生院に係る企画調整）

- (1) 厚生院附属病院の大学病院化に係る連絡調整に関すること。

緑市民病院大学病院化推進室

- (1) 緑市民病院の大学病院化に係る連絡調整に関すること。
- (2) 緑市民病院の整備に係る連絡調整に関すること。

主幹（緑市民病院大学病院化に係る調整）

- (1) 緑市民病院の大学病院化に係る連絡調整に関すること。

主査（緑市民病院大学病院化に係る調整）（3）

- (1) 緑市民病院の大学病院化に係る連絡調整に関すること。
- (2) 緑市民病院の整備に係る連絡調整に関すること。

（この条追加 令和4年達第54号、一部改正 令和4年達第151号）

（附属研究所）

第4条の4 次表左欄に掲げる大学院研究科、学部又は病院に、同表右欄に定める附属の研究所を置く。

医学研究科	脳神経科学研究所
	実験動物研究教育センター
	不育症研究センター

薬学研究科	創薬基盤科学研究所
経済学研究科	経済研究所
人間文化研究科	人間文化研究所
芸術工学研究科	環境デザイン研究所
理学研究科	生物多様性研究センター

(一部改正 平成19年達第46号、平成21年達第57号及び第100号、平成23年達第48号、平成26年達第94号、令和元年達第37号、令和2年達第53号)

(病院)

第5条 病院に置く組織及びその分掌事務は、次のとおりとする。

総合内科・総合診療科、消化器内科、肝・膵(すい)臓内科、呼吸器・アレルギー内科、リウマチ・膠原病内科、循環器内科、内分泌・糖尿病内科、血液・腫瘍内科、脳神経内科、腎臓内科、消化器・一般外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、乳腺外科、整形外科、産科婦人科、小児科、眼科、耳鼻いんこう科、形成外科、皮膚科、泌尿器科、小児泌尿器科、精神科、放射線診断・IVR科、放射線治療科、麻酔科、脳神経外科、歯科口腔外科、救急科及びリハビリテーション科(以下「診療科」と総称する。)

- (1) 臨床医学の教育及び研究並びに診療に関すること。
- (2) 身体検査及び保健指導に関すること。
- (3) 患者飲食物の検査及び分析に関すること。
- (4) 機械器具その他の物品の保全に関すること。
- (5) その他診療に関すること。

診療技術部

臨床検査技術科

主幹(臨床検査)

- (1) 臨床検査に関すること。

検体検査係

- (1) 精密理化学検査に関すること。
- (2) 免疫血清検査に関すること。
- (3) 一般検査に関すること。
- (4) 中央採血に関すること。

- (5) 遺伝子検査に関すること。
- (6) 治験に関すること。
- (7) 輸血用血液の受払及び保管に関すること。
- (8) 輸血用血液の検査及び試験に関すること。
- (9) 機械器具その他の物品の保全に関すること。
- (10) その他臨床検査及び輸血に関すること。

主査（一般検査）

- (1) 一般検査に関すること。
- (2) 中央採血に関すること。

主査（遺伝子検査）

- (1) 遺伝子検査に関すること。
- (2) 治験に関すること。

微生物検査係

- (1) 微生物検査に関すること。
- (2) 院内感染防止に係る検査に関すること。

血液検査係

- (1) 血液検査に関すること。
- (2) 理化学検査に関すること。

生理機能検査係

- (1) 生理機能検査に関すること。
- (2) 睡眠医療センターの検査に関すること。

主査（輸血緊急検査）

- (1) 中央臨床検査部の分掌事務のうち、輸血及び病院長の命ずる緊急を要する検査に関すること。

病理検査係

- (1) 病理組織検査に関すること。
- (2) 遊離細胞の検査に関すること。
- (3) 標本の管理に関すること。
- (4) 内視鏡医療センターの検査に関すること。

リハビリテーション技術科

理学療法係

- (1) 理学療法に関する事。
- (2) その他リハビリテーションに関する事。

機能訓練係

- (1) 運動療法に関する事。
- (2) 特殊機器による機能回復に関する事。

作業療法係

- (1) 作業療法に関する事。

放射線技術科

撮影技術係

- (1) エックス線診断に伴う透視及び撮影の技術に関する事。
- (2) 機械器具その他の物品の保全に関する事。
- (3) 放射性同位元素による検査及び治療技術に関する事。
- (4) 放射性同位元素の管理及び測定に関する事。
- (5) 放射性同位元素に係る諸施設の管理及び汚染廃棄物の処理に関する事。
- (6) 特殊画像診断の技術に関する事。
- (7) 職員の被ばく管理に関する事。
- (8) その他放射線に関する事。

主査（R I 検査）

- (1) 放射性同位元素による検査及び治療技術に関する事。
- (2) 放射性同位元素の管理及び測定に関する事。
- (3) 放射性同位元素に係る諸施設の管理及び汚染廃棄物の処理に関する事。
- (4) その他放射性同位元素に関する事。

主査（MR・CT検査）（2）

- (1) 特殊画像診断のうちMR検査及びCT検査に関する事。
- (2) MR装置の安全使用に関する事。
- (3) 三次元画像処理の技術及び管理に関する事。

治療技術係

- (1) エックス線、ガンマー線及び電子線による治療技術に関する事。
- (2) 放射線測定に関する事。

主査（緑市民病院大学病院化に係る調整）

(1) 緑市民病院の大学病院化に係る連絡調整に関すること。

臨床工学技術科

臨床工学係

(1) 臨床工学技術の提供に関すること。

(2) 医療機器の保守点検及び整備に関すること。

(3) 医療機器の安全利用及び教育に関すること。

(4) 病院に係る機械器具その他の物品の保全及び修理に関すること。

主査（技術・人材育成）

(1) 臨床工学技術の向上に関すること。

(2) 臨床工学技士の人材育成に関すること。

診療技術科

栄養管理係

(1) 入院患者の食事の提供に関すること。

(2) 入院患者の栄養管理に関すること。

(3) 患者の栄養指導及び栄養相談に関すること。

(4) 栄養に係るチーム医療に関すること。

(5) 食品材料に関すること。

(6) 栄養実習生の指導に関すること。

(7) その他栄養に関すること。

主査（緑市民病院大学病院化に係る調整）

(1) 緑市民病院の大学病院化に係る連絡調整に関すること。

診療技術係

(1) 視能訓練に関すること。

(2) 歯科医療の支援に関すること。

(3) 臨床心理査定及び面接に関すること。

中央臨床検査部

(1) 病院における臨床検査全般に関すること。

(2) 臨床検査に関する研究に関すること。

リハビリテーション部

- (1) 病院のリハビリテーション全般に関すること。
- (2) リハビリテーションに関する研究に関すること。

中央放射線部

- (1) 病院における放射線検査及び治療等全般に関すること。
- (2) 放射線検査及び治療に関する研究に関すること。

中央手術部

- (1) 手術室及び附属施設の管理及び運営に関すること。
- (2) テレビジョン装置その他施設設備の管理及び運営に関すること。
- (3) 機械器具その他の物品の保全に関すること。

集中治療部

- (1) 重症患者の集中治療に関すること。
- (2) 施設設備の管理に関すること。
- (3) 機械器具その他の物品の保全に関すること。

周産期母子医療センター

- (1) 周産期における妊産じょく婦、胎児及び新生児の医学的管理（監視、診療、分べん介助、保育等をいう。）に関すること。
- (2) 妊産じょく婦及び新生児の保健指導に関すること。
- (3) 施設設備の管理に関すること。
- (4) 機械器具その他の物品の保全に関すること。

人工透析部

- (1) 透析療法に関すること。
- (2) 施設設備の管理に関すること。
- (3) 機械器具その他の物品の保全に関すること。

内視鏡医療センター

- (1) 病院における内視鏡による検査及び治療に関すること。
- (2) 内視鏡検査及び治療に関する研究に関すること。
- (3) 施設設備の管理に関すること。
- (4) 機械器具その他の物品の保全に関すること。

病理診断部

- (1) 病院における病理組織検査全般に関すること。

- (2) 病理解剖に関すること。
- (3) 病理診断等に関する研究に関すること。
- (4) 施設設備の管理に関すること。
- (5) 機械器具その他の物品の保全に関すること。

救命救急センター

- (1) 救急患者の診療に関すること。
- (2) 救命救急研修に関すること。
- (3) 施設設備の管理に関すること。
- (4) 機械器具その他の物品の保全に関すること。
- (5) 救命患者の診療に係る部門間の調整に関すること。

急性心臓疾患治療部

- (1) 急性心臓疾患患者の集中治療に関すること。
- (2) 施設設備の管理に関すること。
- (3) 機械器具その他の物品の保全に関すること。

臨床遺伝医療部

- (1) 臨床遺伝医療に関すること。
- (2) 施設設備の管理に関すること。
- (3) 機械器具その他の物品の保全に関すること。

がん診療・包括ケアセンター

- (1) がん診療に係る部門間の調整に関すること。
- (2) がん診療に係る企画及び調整に関すること。

臨床腫瘍部

- (1) 化学療法に関すること。
- (2) 施設設備の管理に関すること。
- (3) 機械器具その他の物品の保全に関すること。

緩和ケアセンター

- (1) 精神腫瘍学（サイコオンコロジー）の推進に関すること。
- (2) 緩和ケア診療に関すること。
- (3) 緩和ケア相談窓口の運営に関すること。
- (4) 緩和ケア専門医療スタッフとの連携、育成に関すること。

- (5) 地域との連携と医療従事者への教育、研修及び情報提供に関する事。

がんゲノム医療部

- (1) 遺伝子パネル検査に関する事。
- (2) がんゲノム外来に関する事。
- (3) エキスパートパネルの運営に関する事。
- (4) その他がんゲノム医療に関する事。

がん医療支援部

- (1) がん登録に関する事。
- (2) がん患者の就学・就労支援に関する事。
- (3) がん地域連携パスに関する事。
- (4) その他がん患者の支援に関する事。

乳がん治療・乳房再建センター

- (1) 乳がん患者の診療に関する事。
- (2) その他乳がん治療・乳房再建に係る部門間の調整に関する事。

肝疾患診療室

- (1) 肝疾患相談室の運営に関する事。
- (2) 連絡協議会の運営に関する事。
- (3) 肝炎診療従事者及び専門医療従事者への研修の計画実施に関する事。
- (4) 前3号に掲げる事項における院内の連絡調整に関する事。

睡眠医療センター

- (1) 睡眠障害の診療研究に関する事。
- (2) 施設設備の管理に関する事。
- (3) 機械器具その他の物品の保全に関する事。

薬剤部

薬務・製剤係

- (1) 薬品の需給計画、検査、受払及び保管に関する事。
- (2) 衛生材料（日本薬局方に収められているものに限る。）の需給計画及び検査に関する事。
- (3) 機械器具その他の物品の保全に関する事。
- (4) 製剤に関する事。

- (5) 薬品等の化学検査に関すること。
- (6) 麻薬及び覚せい剤の取扱いに関すること。
- (7) その他薬事に関すること。

医薬品情報係

- (1) 医薬品情報の管理に関すること。
- (2) 試験研究に使用する医薬品の管理に関すること。

調剤係

- (1) 調剤に関すること。
- (2) 製剤に関すること。
- (3) 薬品等の化学検査に関すること。

化学療法係

- (1) 抗がん剤の管理及び適正使用に関すること。
- (2) その他化学療法に関すること。

主査（病棟薬剤）

- (1) 薬剤管理指導に関すること。
- (2) 病棟薬剤業務に関すること。

主査（入院支援）

- (1) 入院患者の持参薬の管理に関すること。
- (2) その他入院支援センターの業務に関すること。

主査（医薬品情報）

- (1) 医薬品情報の収集、評価、加工及び提供に関すること。
- (2) 試験研究に使用する医薬品に関する管理、供給及び連絡調整に関すること。

輸血・細胞療法部

- (1) 輸血システムの企画、開発及び調整に関すること。
- (2) 輸血情報の臨床応用及び輸血に係る技術管理に関すること。

不育・不妊センター

- (1) 不育症及び不妊症に係る診療及び相談に関すること。
- (2) 不育症を中心としたヒト生殖メカニズム解明に係る臨床研究に関すること。

いたみセンター

- (1) 慢性疼痛患者の治療に関すること。
- (2) その他慢性疼痛治療に係る医療スタッフの連携、育成に関すること。

地域包括ケア推進・研究センター

- (1) 医療・介護の連携推進に係る支援及び人材育成に関すること。
- (2) 健康づくり及び予防医療に係る研究に関すること。

災害医療センター

- (1) 災害医療体制の整備に関すること。
- (2) 災害医療に係る教育及び研究に関すること。

総合研修センター

- (1) 初期臨床研修に関すること。
- (2) 医師の専門研修に関すること。
- (3) その他卒後臨床研修に関すること。

臨床シミュレーションセンター

- (1) 医療従事者の臨床技能の習得及び向上に関すること。
- (2) 臨床におけるシミュレーション研修の受入れに関すること。
- (3) 災害救急医療指導及び普及活動に関すること。
- (4) 災害医療シミュレーション教育に関すること。
- (5) その他臨床におけるシミュレーション研修に関すること。

物品供給センター

- (1) 医療用器械器具の需給計画、検査、受払及び保管に関すること。
- (2) 衛生材料の需給計画及び検査に関すること（他科部課室系の主管に属するものを除く。）。
- (3) 衛生材料の受払及び保管に関すること。
- (4) 入院患者用寝具の供給に関すること。
- (5) 医療用器械器具の洗浄、消毒その他整備に関すること。
- (6) 機械器具その他の物品の保全に関すること。

地域医療連携センター

- (1) 患者に関する他の医療機関との連絡調整に関すること。
- (2) 転院支援及び退院支援に関すること。

- (3) 在宅療養及び在宅介護の支援に関する事。
- (4) 患者の入院に関する事。
- (5) 病床の管理に関する事。
- (6) 患者の相談支援に関する事。

地域医療連携室

- (1) 患者に関する他の医療機関との連絡調整に関する事。
- (2) 転院支援及び退院支援に関する事。
- (3) 在宅療養及び在宅介護の支援に関する事。
- (4) 患者の相談支援に関する事。
- (5) その他地域医療連携に関する事。

主査（退院支援）

- (1) 転院支援及び退院支援に関する事。
- (2) 在宅療養及び在宅介護の支援に関する事。

主査（診療連携）

- (1) 患者に関する他の医療機関との連絡調整の手続に関する事。

主査（相談支援）

- (1) 医療社会事業に関する事。
- (2) 患者相談室に関する事。
- (3) 肝疾患相談室に関する事。
- (4) がん相談支援室に関する事。
- (5) 患者情報ライブラリーに関する事。
- (6) 院内学級に関する事。
- (7) その他患者の相談支援に関する事。

地域医療教育研究センター

- (1) 関連病院との医師等の人事交流に関する事。

医療安全管理室

- (1) 医療安全に関する情報の把握、分析及び評価に関する事。
- (2) 医療安全に関する教育、指導及び連絡調整に関する事。
- (3) その他医療安全対策の推進に関する事。
- (4) その他医療に係る安全管理に関する事。

主幹（医療安全管理）

- (1) 医療安全に関する情報の把握、分析及び対応に関すること。
- (2) 医療安全に関する教育、指導及び連絡調整に関すること。

主査（医薬品安全管理）

- (1) 医薬品安全管理に関する情報の把握、分析及び対応に関すること。
- (2) 医薬品安全管理に関する教育、指導及び連絡調整に関すること。
- (3) その他医薬品安全管理に関すること。

主査（医療安全管理）

- (1) 医療安全に関する情報の把握、分析及び対応に関すること。
- (2) 医療安全に関する教育、指導及び連絡調整に関すること。

感染制御室

主査（感染対策）

- (1) 院内感染に関する情報の把握、分析及び評価に関すること。
- (2) 院内感染に関する教育、指導及び連絡調整に関すること。
- (3) 職員の感染予防に関すること。
- (4) その他感染対策についての諸施策の推進に関すること。

臨床研究戦略部

- (1) 病院及び両医療センターにおける臨床研究戦略の企画に関すること。
- (2) 病院及び両医療センターにおける臨床研究の統括及び推進に関すること。
- (3) 病院及び両医療センターにおける臨床研究に係る連絡・調整に関すること。

臨床研究開発支援センター

- (1) 病院及び両医療センターにおける人を対象とする医学系研究の支援及び教育・啓発に関すること。
- (2) 病院及び両医療センターにおける人を対象とする医学系研究に係る審査及び管理に関すること。

臨床研究開発支援センター東部分室

- (1) 東部医療センターにおける人を対象とする医学系研究の支援及び教育・啓発に関すること。
- (2) 東部医療センターにおける人を対象とする医学系研究に係る審査及び管

理に関すること。

臨床研究開発支援センター西部分室

- (1) 西部医療センターにおける人を対象とする医学系研究の支援及び教育・啓発に関すること。
- (2) 西部医療センターにおける人を対象とする医学系研究に係る審査及び管理に関すること。

データセンター

- (1) 人を対象とする医学系研究に係るデータの管理に関すること。
- (2) 人を対象とする医学系研究に係るデータの統計、分析及び活用に関すること。

診療情報管理部

- (1) 診療情報及び診療録の管理に関すること。
- (2) 診療情報の統計、分析及び活用に関すること。

戦略企画室

- (1) 病院情報（診療情報及び経営情報等）の収集及び分析に関すること。
- (2) 収益向上策（診療報酬マネジメント室の項第2号に定めるものを除く。）、費用削減策の企画立案に関すること。
- (3) 病院の基本戦略企画に関すること。

情報発信・広報戦略室

- (1) 病院の広報戦略の立案に関すること。
- (2) 関係省庁等からの情報収集及び他科部課室への情報提供に関すること。

診療報酬マネジメント室

- (1) 医療保険事務の適正化の推進に関すること。
- (2) 診療収入の増加等に係る分析及び企画立案に関すること。
- (3) 診療報酬制度に係る研究、指導及び人材育成に関すること。

臨床栄養管理室

- (1) 患者に係る食事の提供、栄養管理及び栄養療法に関すること。
- (2) 栄養に係るチーム医療に関すること。
- (3) その他栄養に関すること。

臨床工学室

- (1) 臨床工学業務の調整に関する事。
- (2) 医療機器の安全管理に関する事。

臨床心理室

- (1) 心理検査の実施に関する事。
- (2) 心理療法の実施に関する事。
- (3) 医療心理に係るチーム医療に関する事。

医療デザイン研究センター

- (1) 研究・開発事業に関する事。
- (2) 研究・開発促進のための人材育成に関する事。
- (3) その他センターの目的に資する事業に関する事。

看護部

- (1) 患者及び妊産じょく婦の療養上の世話及び診療の介助に関する事。
- (2) 助産に関する事。
- (3) 出生児の保育及び保健指導に関する事。
- (4) 入院患者の保健指導及び環境管理に関する事。
- (5) 器械器具その他の物品の保全に関する事。
- (6) 入院患者付添人及び見舞客の規制に関する事。
- (7) 看護実習生の指導及びその他看護に関する事。

主幹（緑市民病院大学病院化に係る調整）

- (1) 緑市民病院の大学病院化に係る連絡調整に関する事。

主査（緑市民病院大学病院化に係る調整）（2）

- (1) 緑市民病院の大学病院化に係る連絡調整に関する事。

主査（感染対策）

- (1) 院内感染に関する情報の把握、分析及び評価に関する事。
- (2) 院内感染に関する教育、指導及び連絡調整に関する事。
- (3) 職員の感染予防に関する事。
- (4) その他感染対策についての諸施策の推進に関する事。

病院管理部

主幹（医療安全）

- (1) 医療安全に係る事務に関する事。

- (2) 感染制御に係る事務に関する事。
- (3) 病院に係る訴訟、調停等に関する事。

主幹（救急・災害医療機能強化）（2）

- (1) 病院施設整備に関する事。

主幹（診療報酬マネジメント）

- (1) 医療保険事務の適正化の推進に関する事。
- (2) 診療収入の増加等に係る分析及び企画立案に関する事。
- (3) 診療報酬制度に係る研究、指導及び人材育成に関する事。
- (4) 診療情報の管理に関する事。

管理課

庶務係

- (1) 学内他科部課室との連絡に関する事。
- (2) 医学部、大学院医学研究科及び病院（以下、この条において「医学部等」という。）の組織及び定員管理の取りまとめに関する事。
- (3) 医学部等職員の人事の取りまとめに関する事。
- (4) 医学部等職員の安全衛生及び福利厚生を取りまとめに関する事。
- (5) 医学部等の文書及び公印に関する事。
- (6) 医学部等の事務手続の総括に関する事。
- (7) その他医学部等において他科部課室係の主管に属しない事。

施設管理係

- (1) 医学部等の施設の警備及び災害対策に関する事。
- (2) 医学部等の施設の管理及び営繕に関する事。
- (3) 医学部等の施設の工事の契約及び検査に関する事。
- (4) 医学部等の施設に係る工事用材料の管理に関する事。
- (5) 構内交換電話に関する事。
- (6) 医学部等の施設使用に係る収納に関する事。

主査（救急・災害医療機能強化）（4）

- (1) 病院施設整備に関する事。

経営課

経営係

- (1) 医学部等の経営に係る調査及び財務分析に関すること。
- (2) 医学部等の経営改善に係る計画に関すること。
- (3) 医学部等に係る予算の執行管理に関すること。
- (4) 医学部等の予算及び決算に関すること。
- (5) 名古屋市立大学病院さくら基金の受入れに関すること。
- (6) 他係の主管に属しないこと。

契約調達係

- (1) 医学部等の物品の購入契約に関すること。
- (2) 医学部等に係る物品供給に関すること。
- (3) 医学部等に係る物品購入に関すること。
- (4) 医学部等に係る物品管理の調整に関すること。
- (5) その他医学部等の契約及び調達全般に関すること。

主査（戦略企画）

- (1) 医学部等の情報（診療情報、経営情報等）の収集及び分析に関すること。
- (2) 医療提供体制の基本戦略の立案と評価に関すること。
- (3) 収益向上策（病院管理部主幹（診療報酬マネジメント）の項第2号及び病院管理部医事課主査（保険・診療情報管理）の項第3号に定めるものを除く。）、費用削減策、収益等の配分計画の企画立案に関すること。
- (4) 医学部等改革の企画立案に関すること。
- (5) 対外基本戦略（病院の営業活動及び広報活動）の立案に関すること。
- (6) 寄附に関すること。
- (7) その他医学部等の経営改善に関すること。

主査（中期計画等）

- (1) 病院の中期目標、中期計画、年度計画及び名市大未来プラン並びに事業報告に関すること。

医事課

医事係

- (1) 診療収入等の収納に関すること。
- (2) 患者の診療費の請求に関すること。
- (3) 医療保険事務の手続に関すること。

- (4) 外来患者の受付及び診療券の発行に関すること。
- (5) 診断書等の証明に関すること。
- (6) 患者の入退院手続に関すること。
- (7) 患者等の院内における案内に関すること。
- (8) 診療情報の管理に関すること。
- (9) 患者サービスの向上に関すること。
- (10) 肝疾患診療連携拠点病院としての運営に関すること（肝疾患相談室に関することを除く。）。
- (11) 地域がん診療連携拠点病院としての運営に関すること（がん相談支援室に関することを除く。）。
- (12) 他系の主管に属しないこと。

情報システム係

- (1) 医学部等に係る電算処理システムの開発、維持及び管理に関すること。
- (2) 医学部等に係る電子情報の保護及び管理に関すること。

主査（保険・診療情報管理）

- (1) 医療保険事務の手続に関すること。
- (2) 診療情報の管理に関すること。
- (3) 診療収入の増加等に係る分析及び企画立案に関すること。

（一部

改正 平成19年達第46号及び第118号、平成20年達第38号及び第89号、平成21年達第57号、平成22年達第60号、平成23年達第10号及び第43号、平成24年達第47号及び第64号、平成24年達第86号、平成25年達第42号及び第55号、平成25年達第66号、平成26年達第67号、平成26年達第70号、平成27年達第2号、平成27年達第51号、平成28年達第30号、平成28年達第66号、平成29年達第29号、平成29年達第76号、平成30年達第43号、平成30年達第65号、平成30年達第95号、平成31年達第6号、平成31年達第64号、令和元年達第3号、令和2年達第53号、令和3年達第30号、令和3年達第75号、令和4年達第54号)

（両医療センター）

第5条の2 両医療センターに置く組織及びその分掌事務は、別に定める。

（この条追加 令和3年達第30号）

第3章 職員の配置

(部課室係事務室の長等)

第6条 部に部長、課に課長、室に室長、係に係長、事務室に事務長を置き、役員、事務職員又は技術職員である者をもって充てる。

2 各研究科に副研究科長を、総合情報センターに副センター長を置く。

(一部改正 平成20年

達第38号、平成21年達第15号、平成26年達第67号、平成30年達第43号、平成31年達第6号、平成31年達第64号、令和3年達第30号、令和4年達第54号)

(病院の診療科部長等)

第7条 病院に院長代行及び副病院長を置き、必要があるときは、病院長補佐を置くことができる。

2 各診療科に部長を置き、必要があるときは、副部長を置くことができる。

3 診療技術部の各科に技師長を置き、係に係長を置く。

4 中央臨床検査部、リハビリテーション部及び中央放射線部に部長を置き、必要があるときは、副部長を置くことができる。

5 集中治療部、人工透析部、病理診断部、急性心臓疾患治療部、臨床遺伝医療部、臨床腫瘍部、がんゲノム医療部、がん医療支援部、輸血・細胞療法部、臨床研究戦略部及び診療情報管理部に部長を置き、必要があるときは、副部長を置くことができる。

6 中央手術部に部長及び副部長を置き、必要があるときは、部長補佐を置くことができる。

7 薬剤部に部長及び副部長を置き、当該部の係に係長を置く。

8 周産期母子医療センター、内視鏡医療センター、がん診療・包括ケアセンター、緩和ケアセンター、乳がん治療・乳房再建センター、不育・不妊センター、いたみセンター、地域包括ケア推進・研究センター、災害医療センター、臨床シミュレーションセンター、物品供給センター、地域医療連携センター、地域医療教育研究センター、臨床研究開発支援センター及び医療デザイン研究センターにセンター長及び副センター長を置く。

9 救命救急センター及び総合研修センターにセンター長及び副センター長を

置き、必要があるときは、センター長補佐を置くことができる。

- 10 睡眠医療センター及びデータセンターにセンター長を置き、必要があるときは、副センター長を置くことができる。
- 11 肝疾患診療室、医療安全管理室、感染制御室、情報発信・広報戦略室、戦略企画室、臨床栄養管理室、臨床工学室、臨床研究開発支援センター東部分室、臨床研究開発支援センター西部分室及び臨床心理室に室長を置き、必要があるときは、副室長を置くことができる。
- 12 診療報酬マネジメント室に室長及び副室長を置き、必要があるときは、室長補佐を置くことができる。
- 13 看護部に看護部長、副看護部長、助産師長及び看護師長を置く。

(一部改正 平成19年達第

46号、平成20年達第38号、平成21年達第57号、平成22年達第60号、平成23年達第10号、第43号及び第48号、平成24年達第47号、平成24年達第86号、平成25年達第45号、平成25年達第66号、平成26年達第67号、平成27年達第51号、平成28年達第30号、平成28年達第66号、平成29年達第29号、平成30年達第43号、平成31年達第6号、平成31年達第64号、令和元年達第3号、令和元年達第13号、令和2年達第53号、令和3年達第30号、令和3年達第75号、令和4年達第54号)

第8条 前条第2項から第5項までに掲げる科（診療科を含む。）又は部（臨床腫瘍部、がんゲノム医療部、がん医療支援部及び診療技術部を除く。）の部長及び副部長、肝疾患診療室及び医療安全管理室の室長及び副室長、周産期母子医療センター、内視鏡医療センター、がん診療・包括ケアセンター、緩和ケアセンター、乳がん治療・乳房再建センター、睡眠医療センター、不育・不妊センター及び医療デザイン研究センターのセンター長及び副センター長、救命救急センター及び総合研修センターのセンター長、副センター長及びセンター長補佐、中央手術部長、臨床腫瘍部長、がんゲノム医療部長、がん医療支援部長、薬剤部長、感染制御室長、臨床研究開発支援センター長、臨床工学室長、臨床栄養管理室長並びに臨床心理室長は教員（法人の役員である教授を含む。以下同じ。）である者を、中央手術部副部長、臨床腫瘍部副部長、薬剤副部長、がんゲノム医療部副部長、感染制御室副室長、臨床研究開発支援センター副センター長、臨床工学室副室長、臨床栄養管理室副室

長及び臨床心理室副室長は教員又は技術職員である者を、がん医療支援部副部長は教員、技術職員又は事務職員である者を、技師長は技術職員である者をもってそれぞれ充てる。

- 2 臨床シミュレーションセンターのセンター長及び副センター長は、教員（ただし、副センター長にあつては、名古屋市立大学寄附講座及び寄附研究部門設置規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第131号）第9条第3項に定める非常勤の寄附講座等教員を含む。）である者をもって充てる。
- 3 物品供給センターのセンター長は教員である者、副センター長は教員（公立大学法人名古屋市立大学特任教員等に関する規程（平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第90号）第3条第1項に定める特任教員及び同条第2項に定める特任教員（常勤）を含む。）、技術職員又は事務職員である者をもってそれぞれ充てる。
- 4 いたみセンター、地域包括ケア推進・研究センター、災害医療センター及び地域医療連携センターのセンター長は教員である者、副センター長は教員（公立大学法人名古屋市立大学特任教員等に関する規程（平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第90号）第3条第1項に定める特任教員及び同条第2項に定める特任教員（常勤）を含む。）、技術職員又は事務職員である者をもってそれぞれ充てる。
- 5 地域医療教育研究センターのセンター長は病院長である者、副センター長は医学研究科長である者をもってそれぞれ充てる。
- 6 臨床研究戦略部の部長は副病院長である者、副部長は教員（公立大学法人名古屋市立大学特任教員等に関する規程（平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第90号）第3条第1項に定める特任教員及び同条第2項に定める特任教員（常勤）を含む。）、技術職員又は事務職員である者をもって充てる。
- 7 臨床研究開発支援センター東部分室、臨床研究開発支援センター西部分室及びデータセンターのセンター長は臨床研究開発支援センター副センター長である者をもって充てる。
- 8 戦略企画室及び情報発信・広報戦略室の室長は教員である者、副室長は教員（公立大学法人名古屋市立大学特任教員等に関する規程（平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第90号）第3条第1項に定める特任教員及び同条第

2項に定める特任教員（常勤）を含む。）又は事務職員である者をもってそれぞれ充てる。

9 診療報酬マネジメント室の室長は教員である者、副室長は主幹（診療報酬マネジメント）室長補佐は教員（公立大学法人名古屋市立大学特任教員等に関する規程（平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第90号）第3条第1項に定める特任教員及び同条第2項に定める特任教員（常勤）を含む）である者をもって充てる。

10 看護部の看護部長、副看護部長、助産師長及び看護師長は技術職員である者をもって充てる。

（一部改正 平成19年達第46号、平成20年達第38号、平成21年達第57号及び第88号、平成22年達第60号、平成23年達第10号、第43号及び第48号、平成24年達第47号、平成24年達第86号、平成25年達第45号、平成26年達第67号、平成27年達第51号、平成28年達第30号、平成28年達第65号、平成28年達第66号、平成29年達29号、平成29年達第76号、平成30年達第43号、平成31年達第6号、平成31年達第64号、令和元年達第3号、令和2年達第53号、令和3年達第30号、令和3年達第75号、令和4年達第54号）

（看護部長等）

第9条 削除

（一部改正 令和3年達第30号）

（職務）

第10条 副学長は、学長を補佐するとともに、上司の命を受けて大学内重要事項を処理する。

2 事務局長は、上司の命を受け、法人及び大学の事務を掌理し、職員（教員を除く。）を指揮監督する。

3 学部長、大学院研究科長、総合情報センター長、高等教育院長及び病院長並びに第6条及び第7条に規定する者は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 院長代行は、病院長を補佐し、副病院長の職務を総括する。

5 第7条に規定する者のうち、副病院長は病院長及び院長代行を補佐するとともに、上司の命を受けて病院に係る重要事項を処理し、病院長補佐は病院

長及び院長代行の命を受け特定の業務を処理し、部長は上司の命を受け、所掌事務の統轄及び研究指導を行い、所属職員を指揮監督し、副部長は部長を補佐し、技師長は部長の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

6 第2項及び第3項に定めるもののほか、監査室長並びに学部長及び大学院研究科長は、経理事務を処理する場合にあっては、事務局長の指揮監督を受けるものとする。

7 第2項及び第3項の規定にかかわらず、次表左欄に掲げる者は、それぞれ同表中欄に掲げる事務について、同表右欄に定める者の指揮監督を受けるものとする。

学術情報室長	総合情報センターに関する事務	総合情報センター長
教務企画室長	高等教育院に関する業務	高等教育院長
学部事務室事務長	学部等に関する事務	当該研究科長
	学部事務室の事務 (学部等に関する事務を除く。)	教育研究部長
医療人育成課長 医学研究推進課長	医学部及び大学院医学研究科に関する事務	医学研究科長
	医療人育成課又は医学研究推進課の事務 (医学部及び大学院医学研究科に関する事務を除く。)	教育研究部長
山の畑事務室事務長	経済学部等に関する事務	経済学研究科長
	人文社会学部等に関	人間文化研究科長

	する事務	
	総合生命理学部等に関する事務	理学研究科長
	山の畑事務室の事務 (経済学部等、人文社会学部等及び総合生命理学部等に関する事務を除く。)	教育研究部長

- 8 主幹及び主査は、上司（部課室の分掌事務の一部を分担する主幹にあっては、それぞれの部課室の長を含む。）の命を受け、分担事項を処理する。
- 9 主幹の関係部課室（主幹の分担事項と同一事務を分掌事務中に含む部課室をいう。）に所属する職員は、関係部課室の長の命により、主幹の分担事項に関して当該主幹の指揮監督を受ける。
- 10 第3項及び第5項に規定する者（院長代行、副病院長、病院長補佐及び副部長を除く。）が欠けたとき又はその者に事故があるときは、その者の職務の代理者を、その者を直接に指揮監督する者が命ずる。

（一部改正 平成19年達

第46号及び第98号、平成21年達第15号及び第57号、平成23年達第43号、平成24年達第35号、平成26年達第67号、平成27年達第51号、平成27年達第55号、平成28年達第30号、平成29年達第29号、平成30年達第43号、平成31年達第64号、令和元年達第13号、令和2年達第53号、令和3年達第30号、令和4年達第54号）

（両医療センターの診療科部長等）

第11条 両医療センターに置く職及び職務は、別に定める。

（この条追加 令和3年達第30号）

（職員）

第12条 学部、大学院研究科、総合情報センター及び高等教育院並びに第2条の2から第5条の2までに規定する組織には、第6条、第7条及び第11条に規定する者のほか、必要な教員及び教員以外の職員を置く。

（一部改正 平成19年達第46号、平成21年達第15号、平成26年達第67号、平成30年達第43号、平成31年達第64号、令和3年達第30号）

(緊急措置)

第13条 理事長は、特別又は緊急の必要があるときは、所属職員を、第3条から前条までの規定にかかわらず、その必要な事務に緊急に従事させることができる。

(一部改正 令和3年達第30号)

第4章 雑則

(細則)

第14条 この規程の施行に関し、理事長は必要な細則を定めることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、発布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行に必要な経過措置は、別に定める。

附 則 (平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第130号)

- 1 この規程は、発布の日から施行し、平成18年10月1日(以下「適用日」という。)から適用する。
- 2 適用日の前日現に部長又は副部長の職にある者(適用日に特段の辞令を受けた者を除く。)は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、適用日に部長又は副部長に任命されたものとみなす。この場合において、その者の任期は、第3条の規定に係らず、適用日前にその者が部長又は副部長に任命された日から2年間とする。
- 3 この附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。
- 4 公立大学法人名古屋市立大学の組織等に関する規程(平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第2号)の一部を次のように改める。

(次のよう 略)

附 則 (平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第132号)

- 1 この規程は、発布の日から施行し、平成18年9月1日から適用する。

2 この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第46号）

（施行期日）

1 この規程は、発布の日から施行する。

（教養教育・自然科学研究教育センター事務室等にかかる経過措置）

2 平成19年4月1日から平成19年8月31日までの間、この規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学の組織等に関する規程の規定にかかわらず、この規程による改正前の公立大学法人名古屋市立大学の組織等に関する規程に規定する組織のうち、次表に定める室の組織及びその分掌事務並びに職員の配置については、従前の例による。

教養教育・自然科学研究教育センター事務室 経済学部事務室 人文社会学部事務室
--

3 この附則に定めるもののほか、前項の規定により従前の例によるとされた室に関し必要な経過措置は、別に定める。

（公立大学法人名古屋市立大学事務局長以下職務及び代決規程の一部改正）

4 公立大学法人名古屋市立大学事務局長以下職務及び代決規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達72号）の一部を次のように改める。

（次のよう 略）

（名古屋市立大学教務企画委員会規程の一部改正）

5 名古屋市立大学教務企画委員会規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第74号）の一部を次のように改める。

（次のよう 略）

（名古屋市立大学就職連絡委員会規程の一部改正）

6 名古屋市立大学就職連絡委員会規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第81号）の一部を次のように改める。

（次のよう 略）

（公立大学法人名古屋市立大学教育研究審議会規程の一部改正）

7 公立大学法人名古屋市立大学教育研究審議会規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第5号）の一部を次のように改める。

（次のよう 略）

(名古屋市立大学教養教育推進本部規程の一部改正)

- 8 名古屋市立大学教養教育推進本部規程(平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第76号)の一部を次のように改める。

(次のよう 略)

(公立大学法人名古屋市立大学会計事務取扱細則の一部改正)

- 9 公立大学法人名古屋市立大学会計事務取扱細則(平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第133号)の一部を次のように改める。

(次のよう 略)

(公立大学法人名古屋市立大学予算規程の一部改正)

- 10 公立大学法人名古屋市立大学予算規程(平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第101号)を次のように改める。

(次のよう 略)

(公立大学法人名古屋市立大学棚卸資産管理規程の一部改正)

- 11 公立大学法人名古屋市立大学棚卸資産管理規程(平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第1号)の一部を次のように改める。

(次のよう 略)

附 則(平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第98号)

この規程は、平成19年9月1日から施行する。

附 則(平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第118号)

この規程は、平成19年12月1日から施行する。

附 則(平成20年公立大学法人名古屋市立大学達第38号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年公立大学法人名古屋市立大学達第89号)

この規程は、平成20年8月1日から施行する。

附 則(平成21年公立大学法人名古屋市立大学達第15号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年公立大学法人名古屋市立大学達第57号)

(施行期日)

- 第1条 この規程は、発布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

(公立大学法人名古屋市立大学経営審議会規程の一部改正)

第2条 公立大学法人名古屋市立大学経営審議会規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第4号）の一部を次のように改正する。

（次のよう 略）

（公立大学法人名古屋市立大学事務局長以下職務及び代決規程の一部改正）

第3条 公立大学法人名古屋市立大学事務局長以下職務及び代決規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第72号）の一部を次のように改正する。

（次のよう 略）

（公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程細則の一部改正）

第4条 公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程細則（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第86号）の一部を次のように改正する。

（次のよう 略）

（名古屋市立大学総合情報センター規程の一部改正）

第5条 名古屋市立大学総合情報センター規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第87号）の一部を次のように改正する。

（次のよう 略）

（名古屋市立大学リエゾン・センター規程の一部改正）

第6条 名古屋市立大学リエゾン・センター規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第105号）の一部を次のように改正する。

（次のよう 略）

（公立大学法人名古屋市立大学共同研究取扱規程の一部改正）

第7条 公立大学法人名古屋市立大学共同研究取扱規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第103号）の一部を次のように改正する。

（次のよう 略）

（公立大学法人名古屋市立大学発明取扱規程の一部改正）

第8条 公立大学法人名古屋市立大学発明取扱規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第114号）の一部を次のように改める。

（次のよう 略）

（公立大学法人名古屋市立大学棚卸資産管理規程の一部改正）

第9条 公立大学法人名古屋市立大学棚卸資産管理規程（平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第1号）の一部を次のように改正する。

(次のよう 略)

(公立大学法人名古屋市立大学公印規程の一部改正)

第10条 公立大学法人名古屋市立大学公印規程（平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第10号）の一部を次のように改正する。

(次のよう 略)

(名古屋市立大学学部連携教育推進委員会規程の一部改正)

第11条 名古屋市立大学学部連携教育推進委員会規程（平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第18号）の一部を次のように改正する。

(次のよう 略)

(名古屋市立大学における研究上の不正に関する取扱規程の一部改正)

第12条 名古屋市立大学における研究上の不正に関する取扱規程（平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第49号）の一部を次のように改正する。

(次のよう 略)

(名古屋市立大学研究不正防止対策委員会に関する規程の一部改正)

第13条 名古屋市立大学研究不正防止対策委員会に関する規程（平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第50号）の一部を次のように改正する。

(次のよう 略)

(公立大学法人名古屋市立大学科学研究費補助金事務取扱要綱の一部改正)

第14条 公立大学法人名古屋市立大学科学研究費補助金事務取扱要綱（平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第51号）の一部を次のように改正する。

(次のよう 略)

(公立大学法人名古屋市立大学情報あんしん条例施行規程の一部改正)

第15条 公立大学法人名古屋市立大学情報あんしん条例施行規程（平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第83号）の一部を次のように改正する。

(次のよう 略)

(名古屋市立大学健康教育研究推進センター規程の一部改正)

第16条 名古屋市立大学健康教育研究推進センター規程（平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第85号）の一部を次のように改正する。

(次のよう 略)

(公立大学法人名古屋市立大学職員の被服の貸与に関する規程の一部改正)

第17条 公立大学法人名古屋市立大学職員の被服の貸与に関する規程（平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第106号）の一部を次のように改正する。

（次のよう 略）

（公立大学法人名古屋市立大学川澄地区駐車問題検討委員会規程の一部改正）

第18条 公立大学法人名古屋市立大学川澄地区駐車問題検討委員会規程（平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第119号）の一部を次のように改める。

（次のよう 略）

（公立大学法人名古屋市立大学利益相反マネジメント規程の一部改正）

第19条 公立大学法人名古屋市立大学利益相反マネジメント規程（平成20年公立大学法人名古屋市立大学達第11号）の一部を次のように改正する。

（次のよう 略）

（名古屋市立大学国際交流推進センター規程の一部改正）

第20条 名古屋市立大学国際交流推進センター規程（平成20年公立大学法人名古屋市立大学達第12号）の一部を次のように改正する。

（次のよう 略）

（公立大学法人名古屋市立大学保育所に関する運営規程の一部改正）

第21条 公立大学法人名古屋市立大学保育所に関する運営規程（平成20年公立大学法人名古屋市立大学達第68号）の一部を次のように改正する。

（次のよう 略）

（公立大学法人名古屋市立大学資金運用規程の一部改正）

第22条 公立大学法人名古屋市立大学資金運用規程（平成21年公立大学法人名古屋市立大学達第13号）の一部を次のように改正する。

（次のよう 略）

附 則（平成21年公立大学法人名古屋市立大学達第88号）

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成21年公立大学法人名古屋市立大学達第100号）

この規程は、発布の日から施行する。

附 則（平成22年公立大学法人名古屋市立大学達第60号）

この規程は、発布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成23年公立大学法人名古屋市立大学達第10号）

この規程は、平成23年3月1日から施行する。

附 則（平成23年公立大学法人名古屋市立大学達第43号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年公立大学法人名古屋市立大学達第48号）

この規程は、発布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年公立大学法人名古屋市立大学達第35号）

この規程は、発布の日から施行する。

附 則（平成24年公立大学法人名古屋市立大学達第47号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年公立大学法人名古屋市立大学達第64号）

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

附 則（平成24年公立大学法人名古屋市立大学達第86号）

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年公立大学法人名古屋市立大学達第42号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年公立大学法人名古屋市立大学達第45号）

この規程は、平成25年5月1日から施行する。

附 則（平成25年公立大学法人名古屋市立大学達第55号）

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学の組織等に関する規程の規定は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（平成25年公立大学法人名古屋市立大学達第66号）

（施行期日）

1 この規程は、平成25年8月1日から適用する。

（公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部改正）

2 公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第12号）の一部を次のように改正する。

（次のよう 略）

附 則（平成26年公立大学法人名古屋市立大学達第67号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年公立大学法人名古屋市立大学達第70号）

この規程は、平成26年5月1日から施行する。

附 則（平成26年公立大学法人名古屋市立大学達第94号）

この規程は、平成26年11月1日から施行する。

附 則（平成27年公立大学法人名古屋市立大学達第2号）

この規程は、平成27年3月1日から施行する。

附 則（平成27年公立大学法人名古屋市立大学達第51号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年公立大学法人名古屋市立大学達第55号）

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学の組織等に関する規程の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（一部改正 平成28年達第30号）

附 則（平成28年公立大学法人名古屋市立大学達第30号）

（施行期日）

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

（公立大学法人名古屋市立大学の組織等に関する規程の一部を改正する規程の一部改正）

2 公立大学法人名古屋市立大学の組織等に関する規程の一部を改正する規程（平成27年公立大学法人名古屋市立大学達第55号）の一部を次のように改正する。

（次のよう 略）

附 則（平成28年公立大学法人名古屋市立大学達第65号）

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学の組織等に関する規程の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成28年公立大学法人名古屋市立大学達第66号）

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学の組織等に関する規程の規定は、平成28年6月1日から適用する。

附 則（平成29年公立大学法人名古屋市立大学達第29号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年公立大学法人名古屋市立大学達第55号）

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学の組織等に関する規程の規定は、平成29年4月1日から適用する。ただし、改正後の第3条総務課庶務係の項第13号の規定は、平成28年10月28日から適用する。

附 則（平成29年公立大学法人名古屋市立大学達第76号）

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成30年公立大学法人名古屋市立大学達第43号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年公立大学法人名古屋市立大学達第65号）

この規程は、平成30年5月1日から施行する。

附 則（平成30年公立大学法人名古屋市立大学達第95号）

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

附 則（平成31年公立大学法人名古屋市立大学達第6号）

この規程は、平成31年3月1日から施行し、この規程による改正後の第3条の規定は平成29年4月1日から、第4条の3の規定は平成30年7月1日から、第6条第2項の規定は平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成31年公立大学法人名古屋市立大学達第64号）

この規程は、平成31年4月1日から施行し、この規程による改正後の第3条総務課庶務係の項第13号の規定は、平成30年11月7日から適用する。

附 則（令和元年公立大学法人名古屋市立大学達第3号）

この規程は、令和元年5月29日から施行する。

附 則（令和元年公立大学法人名古屋市立大学達第13号）

この規程は、令和元年7月1日から施行し、この規程による改正後の第3条総務課給与係の項第6号、同条企画広報課企画係の項第3号及び同条財務課経理係の項第3号の規定は平成31年4月1日から、第8条第1項の規定は、令和元年5月29日から適用する。

附 則（令和元年公立大学法人名古屋市立大学達第37号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年公立大学法人名古屋市立大学達第53号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和 2 年公立大学法人名古屋市立大学達第 105 号）

この規程は、令和 2 年10月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年公立大学法人名古屋市立大学達第30号）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年公立大学法人名古屋市立大学達第75号）

この規程は、発布の日より施行し、この規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学の組織等に関する規程の規定は、令和 3 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年公立大学法人名古屋市立大学達第54号）

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学の組織等に関する規程の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年公立大学法人名古屋市立大学達第 151 号）

この規程は、令和 4 年11月28日から施行する。